



News Release

平成 28 年 11 月 18 日

各 位

大阪府中央区瓦屋町3丁目6番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(東証第二部 コード番号 2376)
問い合わせ先
取締役常務執行役員経営管理本部長
鈴木 健
電話 06 - 6766 - 3333

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 18 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社プレスリリース「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

【本資金調達目的】

当社グループは、地域社会への貢献という経営理念実現のため、官民協働事業を拡大し、地方自治体のパートナーとして広報、プロモーション、地域経済振興をサポートする、「地方創生のプラットフォームを担う社会貢献型企業」を目指し、官民協働事業である、行政情報誌『わが街事典』の発行、ふるさと納税支援事業などの地方創生事業に取り組んでおります。

当社グループは、官民協働という手法により、当社グループが関与することで地域イノベーションが創出されたという事例を増やしていくことを目標にしております。

当社は、平成 28 年 10 月 3 日に、月刊の地域情報誌『N a s s e』を福岡市、北九州市、熊本市で発行するとともに、情報ポータルサイトの運営等の地域社会貢献事業を展開する株式会社サンマーク（以下「サンマーク」という。）を当社グループに迎えました。これにより、当社グループの事業領域が拡大するとともに、サンマークの営業ネットワークと当社の全国規模の営業ネットワークの連携により、当社グループは新たなお客様の開拓と、熊本地震の被災地を含む、全国各地域の更なる活性化への貢献が期待されます。

今般の調達資金は、サンマーク株式取得により減少した運転資金に充当することにより、当社グループの持続的な成長のための事業基盤の充実を図ると同時に、財務基盤強化を進め、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指してまいります。

また、本調達により新たな投資家層の拡大と株式流動性の向上も意図しております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 870,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 11 月 29 日（火）から平成 28 年 12 月 2 日（金）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。 |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (6) 払込期日 | 平成 28 年 12 月 9 日（金） |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長村田吉優に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 130,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 130,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 平成 28 年 12 月 12 日（月） |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長村田吉優に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 130,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 28 年 12 月 26 日（月）
- (5) 払込期日 平成 28 年 12 月 27 日（火）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記（4）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 村田吉優に一任する。
- (9) 上記各号については、第三者割当による自己株式の処分の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 130,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、130,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 28 年 11 月 18 日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式 130,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 28 年 12 月 27 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 12 月 19 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- | | | |
|---------------------------|------------|-----------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 1,348,736株 | (平成28年11月18日現在) |
| (2) 一般募集による処分株式数 | 870,000株 | |
| (3) 一般募集後の自己株式数 | 478,736株 | |
| (4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数 | 130,000株 | (注) |
| (5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数 | 348,736株 | (注) |
- (注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 880 百万円について、700 百万円を、平成 28 年 10 月 3 日付でサンマーク（注 1.）の全株式を取得した（注 2.）対価（685 百万円）の支払いにより一時的に減少した当社の運転資金として平成 29 年 3 月までに充当する予定であります。残額 180 百万円については、サンマークへの融資に平成 28 年 12 月までに充当する予定であり、サンマークは運転資金に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、具体的な充当期間までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

- (注) 1. サンマークは、月刊の地域情報誌『N a s s e』を福岡市、北九州市、熊本市で発行するとともに、情報ポータルサイトの運営等の地域社会貢献事業を展開しております。
2. サンマークの株主との間で、平成28年8月29日付でサンマークの全株式取得（子会社化）に関する基本合意契約を、また平成28年9月23日付で株式譲渡契約を締結しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記（1）に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりながら、株主のみなさまに安定的な利益配分を年1回継続しておこなうことを基本方針にしており、業績などを総合的に勘案して、原則として株主総会の決議に基づき、適切な期末配当を実施してまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

主に新事業分野における新たな製品・サービスの開発と設備投資に充当し、これらを活用することで業績をさらに向上させ、株主のみなさまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	79.06 円	83.77 円	74.03 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	10.00 円 (—)	10.00 円 (—)	10.00 円 (—)
実績連結配当性向	12.6%	11.9%	13.5%
自己資本連結当期純利益率	10.0%	9.7%	8.0%
連結純資産配当率	1.3%	1.2%	1.1%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
始 値	501 円	642 円	1,912 円	866 円
高 値	1,144 円	2,333 円	2,619 円	1,095 円
安 値	449 円	572 円	699 円	680 円
終 値	642 円	1,926 円	870 円	1,094 円
株価収益率	8.12 倍	22.99 倍	11.75 倍	—

- (注) 1. 平成 29 年 3 月期の株価については、平成 28 年 11 月 17 日（木）現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社富士総研及び村田吉優は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。